

富山県「高校教育改革実行計画」検討会設置要綱

(設置)

第1条 国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E.X.T（ネクスト）ハイスクール構想」～（以下、「グランドデザイン」という。）を踏まえた富山県の高校教育改革実行計画（以下「実行計画」という。）案の検討を行うため、富山県「高校教育改革実行計画」検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画案の検討に関すること。
- (2) その他グランドデザインを踏まえた高校教育改革の推進のために必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 検討会は25名以内で組織する。

- 2 検討会の委員は、学識経験者、経済界関係者、学校関係者、保護者等のうちから、教育長が委嘱した者とする。
- 3 委員の任期は令和9年3月31日までとする。
- 4 検討会に、特別委員を置くことができる
- 5 特別委員の任期は別途定める。
- 6 検討会に、オブザーバーを置くことができる。
- 7 オブザーバーの任期は別途定める。

(座長及び副座長)

第4条 検討会に、座長1名、副座長1名を置く。

- 2 座長は、委員のうちから、委員の互選により選出する。
- 3 副座長は、座長が指名し、座長を補佐する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の議事の進行は、座長が行う。

- 2 検討会は、公開する。ただし、次の号のいずれかに該当する場合は、座長及び委員の協議により、全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第7条第5号に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
 - (2) 公開することにより、会議の公正が害されるおそれがあると認める場合
 - (3) その他公益上必要があると認められる場合
- 3 座長が、必要があると認めるときには、検討会において関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会には、個別事項を調査または検討するため、ワーキンググループ（以下、WGという。）を置く。

2 WGにはグループ長を置き、教育次長（高校教育充実強化担当所管）をもって充てる。また、構成員は別表に掲げる職にある者とする。

3 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、グループ長が別に定める。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会教育みらい室において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月14日から施行する。

別表

区 分	職 名
構成員	教育次長
	(富山県教育委員会) 教育企画課 参事・教育企画課長 教育企画課 課長 (ICT 教育推進担当) 教育みらい室 参事・小中学校課長 教育みらい室 参事・県立高校課長 教育みらい室 課長 (高校教育充実強化担当) 教育みらい室 参事・特別支援教育課長 教育みらい室 参事・県立高校改革推進課長 教育みらい室 課長 (児童生徒支援担当) 教育みらい室 課長 (夜間中学校設置準備担当) 生涯学習・文化財課 課長 (青少年・家庭成人教育担当) 教職員課 課長 保健体育課 課長 (富山県) 地方創生局デジタル戦略課 課長 地方創生局外国人共生社会推進課 課長 経営管理部長学術振興課 課長 厚生部厚生企画課 課長 商工労働部商工企画課 課長 商工労働部経営支援課 課長 商工労働部労働政策課 課長 商工労働部人材確保推進課 課長 農林水産部農業経営課 課長 農林水産部農業技術課 課長 農林水産部森林政策課 課長 土木部建設技術企画課 課長